

定 款

**ホーテ**株式会社

# ホーチキ株式会社 定 款

## 第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、ホーチキ株式会社と称し、英文ではHOCHIKI CORPORATIONと表示する。

(本店の所在地)

第 2 条 当社は、本店を東京都品川区に置く。

(目 的)

第 3 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 火災、防犯、その他の防災システムに関する機械・器具の製造、販売、施工、保守
2. 消火設備に関する機械・器具の製造、販売、施工、保守
3. 工業用・民生用電子機器、電子部品、電子材料の製造、販売、施工、保守
4. 空気、水、土壌等の環境・衛生システムに関する機械・器具の製造、販売、施工、保守
5. 通信ネットワークを利用する情報システムの企画、設計、運用、管理、保守ならびに各種情報提供サービス
6. 前各号に掲げる機械器具およびシステムの賃貸
7. 前 1 号から 5 号に掲げる機械器具およびシステムの輸出入業務
8. 不動産の売買・賃貸借およびその仲介ならびに不動産の管理
9. 損害保険代理業務および生命保険の募集に関する業務
10. 前各号に付帯関連する一切の業務

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、1億1,500万株とする。

(単元株式数)

第 6 条 当社の 1 単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第7条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第8条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会から委任を受けた取締役の決定によって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使の手続きは、法令または本定款のほか、取締役会または取締役会から委任を受けた取締役において定める株式取扱規則による。

## 第3章 株 主 総 会

(定時株主総会の基準日)

第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招 集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となる。ただし、代表取締役が複数の場合または代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が当る。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(株主総会の議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

## 第4章 取締役、執行役員および取締役会

(取締役会の設置)

第18条 当社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、12名以内とする。

- ② 当社の監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という。)は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

② 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

③ 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了するときまでとする。

④ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始のときまでとする。

(代表取締役および会長)

第22条 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役1名または複数名を選定し、また必要に応じ、監査等委員でない取締役の中から会長1名を選定することができる。

(執行役員)

第23条 取締役会は、その決議によって、執行役員を選任し、当会社の業務を分担して執行させることができる。

② 取締役会は、その決議によって、社長執行役員1名を選定し、また必要に応じ、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員、上席執行役員その他の役付執行役員を選定することができる。

③ 社長執行役員は、当会社を代表する。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた取締役が招集し、議長となる。ただし、当該取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の1週間前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第27条 取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役との責任限定契約)

第31条 当社は、会社法第427条第1項の定めにより、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。

## 第5章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第32条 当社は、監査等委員会を置く。

(常勤の監査等委員)

第33条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の1週間前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第35条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第36条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

## 第6章 会 計 監 査 人

(会計監査人の設置)

第37条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第41条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第42条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第43条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- ② 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
- ③ 前2項の他、当社は、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第44条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

- ② 前項の金銭には、利息をつけない。

1967年4月1日改正  
1969年2月28日改正  
1971年2月26日改正  
1972年2月28日改正  
1974年2月27日改正  
1975年2月27日改正  
1982年3月30日改正  
1988年3月30日改正  
1989年6月29日改正  
1991年6月27日改正  
1994年6月29日改正  
1999年6月29日改正  
2002年6月27日改正  
2003年6月27日改正  
2004年6月29日改正  
2006年6月29日改正  
2008年6月27日改正  
2009年6月26日改正  
2015年3月1日改正  
2017年6月28日改正  
2019年6月26日改正  
2022年6月28日改正  
2023年3月2日附則削除  
2023年6月28日改正  
2025年6月26日改正